第５章
計画の推進に向けて

１　推進体制
２　進行管理

第５章　計画の推進に向けて

1　推進体制

緑の将来像「まちと緑と　つながるしあわせ　かかみがはら」の実現に向けて、緑が多様な機能を発揮するためには、市民、市民団体、民間事業者、行政の多様な主体が、個々に取り組むだけではなく、それぞれの役割を理解して互いに連携しながら取り組むことが重要です。

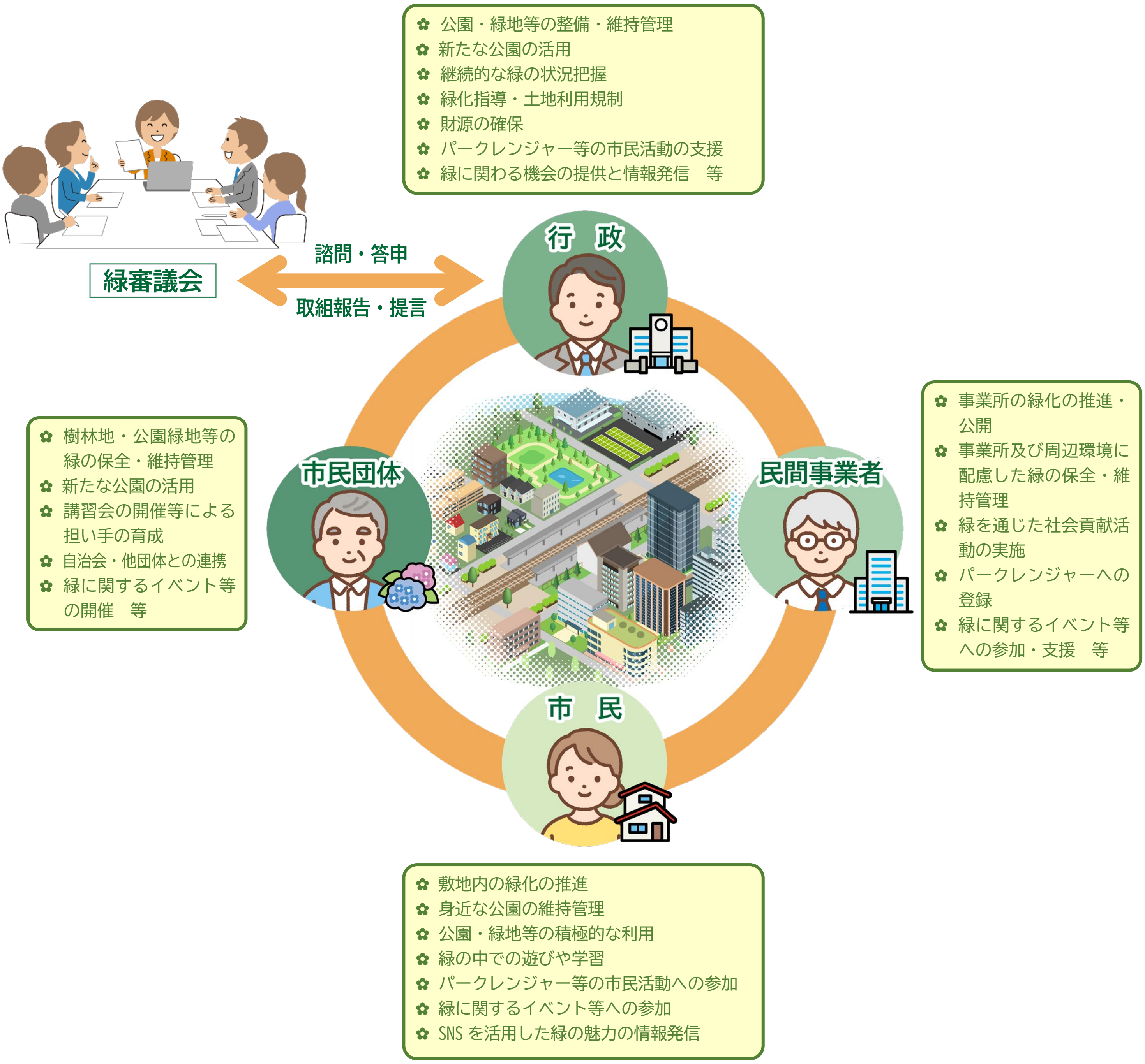

図5-1　役割のイメージ

２　進行管理

（１）基本的方針

緑の基本計画を効率的・効果的に推進するため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。このPDCAサイクルは、計画全体（10年間）だけでなく、個々の施策レベルでも活用します。

また、計画の進行状況を把握するため、第３章に目標指標を設定しています。施策の進行状況を継続的にモニタリングし、より実効性のある計画としていきます。

（２）社会情勢の変化への対応

今後10年間、本計画に基づき施策を展開していきますが、社会情勢がめまぐるしく変化しても、その状況に応じて適時適切に施策を講じていかなければなりません。

そのため、OODA（ウーダ）ループの考え方を取り入れます。OODAループは、「Observe」（観察）⇒「Orient」（状況判断）⇒「Decide」（意思決定）⇒「Act」（行動）の４段階を繰り返すことによって、現状を把握・分析し、時代や環境の変化に即応し、迅速に意思決定を行っていく手法です。

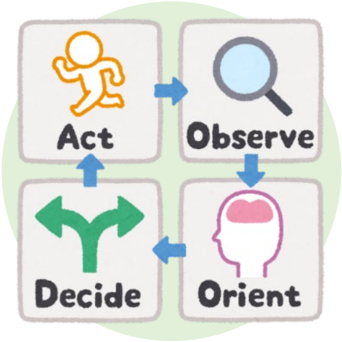

図 5-2　OODA ループのイメージ

計画期間において、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを常に把握し、的確に対応するため、PDCA サイクルに OODA ループの考え方を取り入れ、より効果的に施策を推進します。

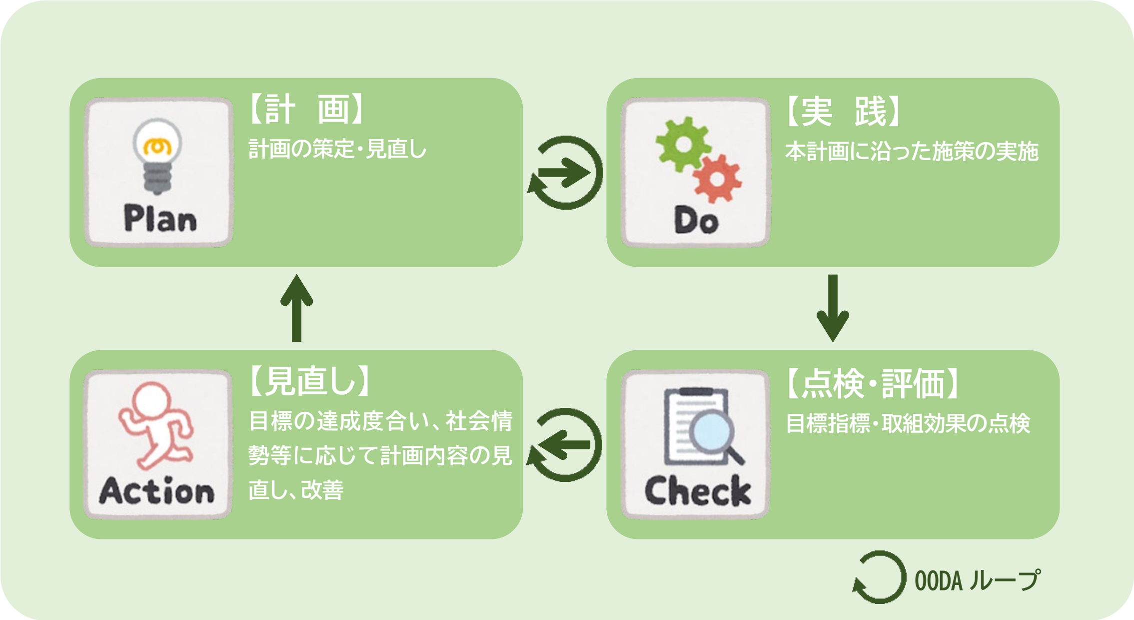

図 5-3　進行管理の全体イメージ

Reference

PDCAサイクルとOODAループの関係

OODAループは、PDCAサイクルの代替ではなく、相互に補完する関係であることから、相乗効果が期待できます。PDCAサイクルを１回回すために、OODAループを２回回します。

① Plan（計画）を立てるとき

Observe（観察）⇒ Orient（状況判断）⇒ Decide（意思決定）を行い、Act（行動）＝Do（実行）につなげます。

② Check（評価）するとき

Observe（観察）⇒ Orient（状況判断）⇒ Decide（意思決定）を行い、Act（行動）＝Action（見直し）につなげます。

資料編

１　策定経過
２　各務原市緑の基本計画策定委員会
３　パブリックコメント（意見公募）

資料編

1　策定経過

本計画は、各務原市附属機関設置条例に基づき、学識経験者をはじめ関係者12名で構成された「緑の基本計画策定委員会」を設置し、アンケート、地区別懇談会、ブリックコメントによる市民の意見を踏まえながら、検討を進めました。

（1）策定体制

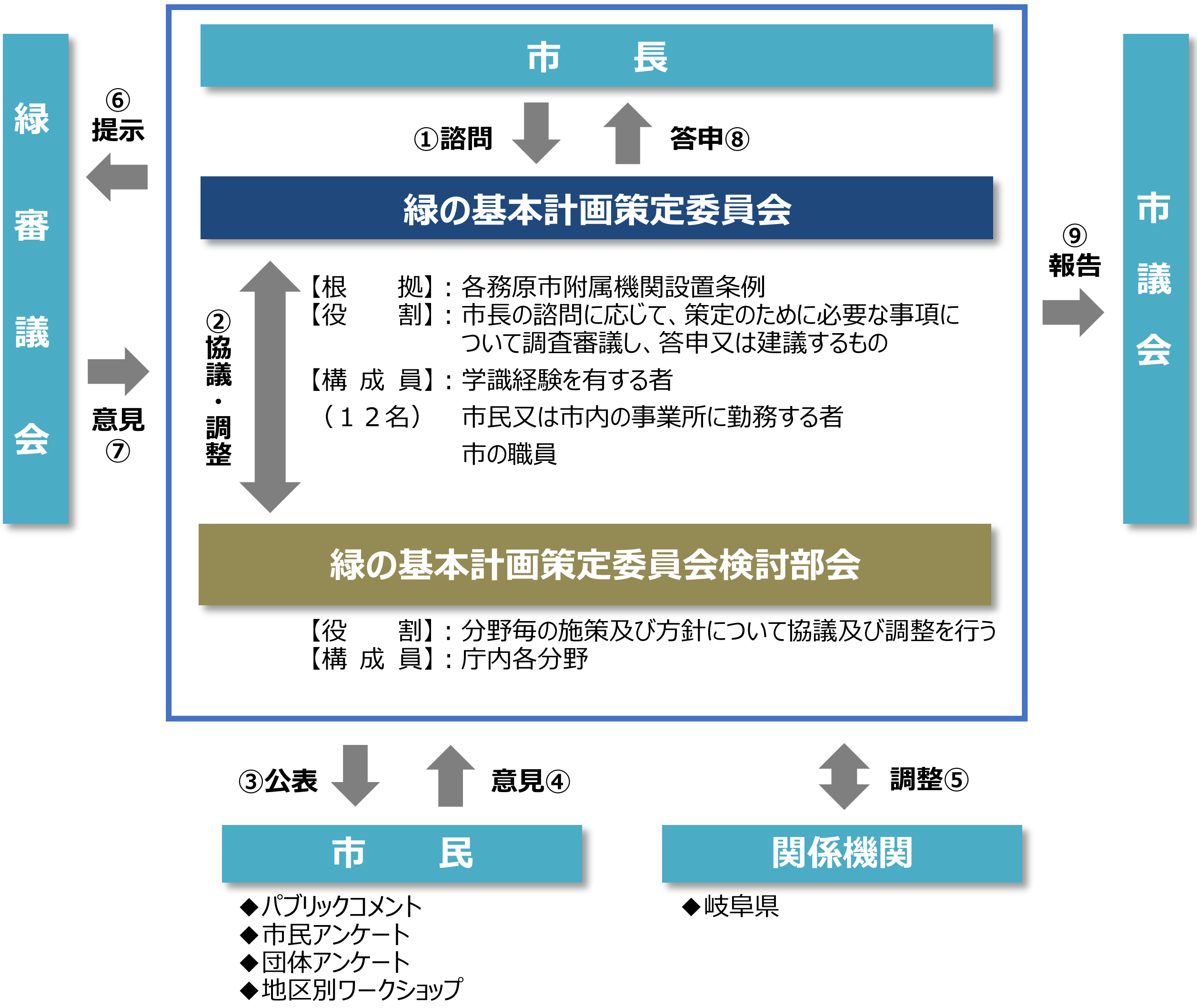

（２）策定経過

年	月　日	内　容
令和６（2024）年度	７月12日～８月５日	団体アンケート
	10月３日	第１回各務原市緑の基本計画策定委員会（諮問）
	10月４日～10月25日	市民アンケート
	１月24日	第２回各務原市緑の基本計画策定委員会
令和７（2025）年度	６月５日	第３回各務原市緑の基本計画策定委員会
	７月15日	第１回地区別懇談会(稲羽)
	７月18日	第１回地区別懇談会(那加)
	７月23日	第１回地区別懇談会(鵜沼)
	７月25日	第１回地区別懇談会(蘇原)
	７月30日	第１回地区別懇談会(川島)
	８月１日	緑審議会
	９月16日	第２回地区別懇談会(蘇原)
	９月18日	第２回地区別懇談会(稲羽)
	９月25日	第２回地区別懇談会(鵜沼)
	９月26日	第２回地区別懇談会(那加)
	９月30日	第２回地区別懇談会(川島)
	10月７日	第４回各務原市緑の基本計画策定委員会
	12月15日～１月５日	パブリックコメント
	３月５日	第５回各務原市緑の基本計画策定委員会（答申）
	３月19日	建設水道常任委員会協議会（報告）

市長から川口委員長へ諮問書を渡す

委員会の審議状況

地区別懇談会(稲羽地区)

2　各務原市緑の基本計画策定委員会

（１）各務原市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第１条　この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項及び第 202 条の３第１項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市の執行機関等（執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、別表第１の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第２の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第３条　附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第１及び別表第２の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第４条　附属機関は、それぞれ別表第１及び別表第２の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

２　委員は、別表第１及び別表第２の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、それぞれ別表第１及び別表第２の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長等及び副会長等）

第６条　附属機関に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選により定める。

２　会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

３　附属機関に、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

４　副会長等（副会長等を置かない附属機関にあっては、会長等があらかじめ指名する者）は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

５　会長等は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第２項及び第３項の規定を準用する。

（部会等）

第８条　附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

（守秘義務）

第９条　委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が当該附属機関に諮って定める。

別表第１（第２条－第５条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	各務原市緑の基本計画策定委員会	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第４条第１項に規定する基本計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	12人	（１）学識経験を有する者 （２）市民又は市内の事業所に勤務する者 （３）市の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで

別表第２（第２条－第５条関係）略

（２）諮問書

６各河公第169号
令和６年10月３日

各務原市緑の基本計画
策定委員会委員長　様

各務原市長　浅野　健司

各務原市緑の基本計画の策定について（諮問）

　本市では、平成28年度を初年度とし、その10年後となる令和７年度を計画期間とする「各務原市緑の基本計画」を策定し、緑豊かなまちづくりの実現に向けて、諸施策を展開してきました。
　一方で、人口減少・少子高齢化の進展、自然災害の頻発・激甚化、また新型コロナウィルスを契機とした市民のライフスタイルや価値観の多様化により、緑の果たす役割が再認識され、その重要性はますます高まっています。
　このような社会の変化と、これまでの取り組みの成果や新たに生じた課題に柔軟に対応し、緑豊かなまちづくりの実現に向けた、新たな緑の基本計画について、各務原市附属機関設置条例に基づき、貴委員会の意見を求めます。

（３）答申書

令和８年３月５日

各務原市長　浅野　健司　様

各務原市緑の基本計画策定委員会
委員長　　川口暢子

各務原市緑の基本計画の策定について（答申）

令和６年10月６日付け６各河公第169号により本委員会に諮問のありました各務原市緑の基本計画（案）の策定について、慎重に審議を重ねた結果、適切であると認め、別添のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当委員会の審議過程や、市民アンケートなどで寄せられた多くの市民の意見を十分尊重するとともに、緑の将来像「まちと緑と　つながるしあわせ　かかみがはら」を実現するために、市民をはじめとする多様な主体との連携に努めていただくよう強く要望いたします。

（４）各務原市緑の基本計画策定委員会

（任　期：令和６年 10 月～令和８年３月）
（敬称略・所属等は令和８年３月時点）

区　分	役　職	氏　名	所属等	備　考
学識経験を有する者	委員長	川口　暢子	愛知工業大学工学部　准教授	
	副委員長	大野　暁彦	名古屋市立大学芸術工学研究科　准教授	
市民又は市内の事業所に勤務する者		土田　周策	蘇原地区自治会代表	令和７年３月まで
		並木　祐之	蘇原地区自治会代表	令和７年４月から
		石垣　時広	那加地区自治会代表	令和７年３月まで
		松原　史尚	那加地区自治会代表	令和７年４月から
		江口　克己	稲羽・川島地区自治会代表	令和７年３月まで
		木村　徹之	稲羽・川島地区自治会代表	令和７年４月から
		渡邉　辰巳	鵜沼・各務地区自治会代表	令和７年３月まで
		福　睦徳	鵜沼・各務地区自治会代表	令和７年４月から
		永田　美帆	岐阜県建築士会	
		尾関　純子	各務原商工会議所　女性会	
		斉藤　義雄	パークレンジャー	
市の職員		森田　起宇	市民生活部長	
		村瀬　誠	産業活力部長	
		中村　俊夫	都市建設部長	令和７年３月まで
		川口　雅慎	都市建設部長	令和７年４月から

（５）各務原市緑の基本計画策定委員会検討部会

構　成	
企画総務部企画政策課	都市建設部都市計画課
市長公室まちづくり推進課	都市建設部道路課
市長公室防災対策課	都市建設部河川公園課
健康福祉部福祉政策課	都市建設部建築指導課
市民生活部環境室環境政策課	都市建設部都市活力創造課
産業活力部商工振興課	水道部下水道課
産業活力部産業政策課	教育委員会学校施設課学校整備推進室
産業活力部農政課	

３　パブリックコメント（意見公募）

基本計画案を市内公共施設やホームページで公表し、市民から意見等をいただきました。

●実 施 期 間：令和７年 12 月 15 日（月曜日）～令和８年１月５日（月曜日）必着
●意見等件数：１名（１件）